

## 5. 水資源開発関係の動向について（水資源開発基本計画）

水資源開発促進法に基づく水資源開発基本計画（以下「フルプラン」という。）は、国土交通省水管理・国土保全局水資源部が中心となり、指定水系（利根川・荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川）ごとに水利用の安定性の確保、既存施設の有効活用等について十分な検討を行い、水需給上の必要性等を吟味した上で、経済社会状況の変化等を踏まえて適宜変更を行っている。フルプランの全部変更については、これまで吉野川水系が平成14年2月、木曾川水系が平成16年6月、筑後川水系が平成17年4月、豊川水系が平成18年2月、利根川・荒川水系が平成20年7月、淀川水系が平成21年4月にそれぞれ行われた。フルプランの一部変更については、豊川水系が平成20年6月、利根川・荒川水系及び木曾川水系が平成21年3月、筑後川水系が平成25年2月にそれぞれ行われてきた。なお、フルプランを決定（変更）するにあたっては、利水関係行政機関の長である厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、その他関係行政機関の長に協議し、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴き、閣議決定によって決定される。

また、フルプランの中間評価として、全部変更後、おおむね5年を目途に計画の達成度について点検を行うこととしており、平成21年7月に吉野川水系、平成22年9月に木曾川水系、平成23年6月には筑後川水系の中間評価がとりまとめられ公表された。平成24年は、豊川水系の中間評価の実施にあたり、国土審議会水資源開発分科会豊川部会が3月に開催され、部会委員により、これからの議論の進め方等について審議された。今後、さらなる部会の実施を踏まえ、中間評価公表に向け、国土交通省において関係機関との調整がなされる予定である。

### フルプラン中間評価における主なポイント

水系	主なポイント
吉野川水系 (平成21年7月)	<p>現行フルプラン策定後の都市用水の取水実績（平成10年度～17年度）は、ほぼ横ばいから微増となっており、今後の社会・経済動向に大きな変化はないという前提をおくとすると、目標年度においても需要見通しどおりの伸びは見込まれない。</p> <p>現行フルプランの変更ではなく、新たな次期計画の策定が行えるよう取り組んでいくことが重要であり、今後は、関係者との調整等を行いつつ、すみやかに課題についての検討を進め、その成果を次期計画に反映するよう努める。</p>
木曾川水系 (平成22年9月)	<p>水道用水について、一日最大取水量の実績は近年低い値を示しており、この傾向が続くのか次回のフルプラン変更に向けて、需要動向を引き続き調査・検討していく必要がある。</p>
筑後川水系 (平成23年6月)	<p>水道用水については、一日平均取水量等は微増を示し、一日最大取水量は横ばい傾向を示しているが、この傾向が今後も続くのか需要動向を把握し、引き続き調査・検討していく。</p>

フルプランの全部変更で最も基本となるのは、将来の水の需給を想定する作業であり、国土交通省から関係都府県へ調査依頼がなされることとなる。しかし、将来の需給推計作業が大幅に遅れているもの、関係する市町村・事業体の推計値を単純に積み上げただけで都府県としての精査が不十分なもの、近年の傾向を踏まえず過去のトレンドを基に依然として過大な需要推計をしているもの等が散見され、結果としてフルプランの変更作業全体に支障をきたしている例が見受けられる。

したがって、関係都府県においては、計画変更に必要な水の需給想定調査等の実施に当たり十分に精査されたデータの提供をしていただけるよう協力方よろしく願います。

各水系のフルプランに基づく事業における最近の主なトピックスを以下に示す。

なお、フルプランに基づく事業において、ダム検証により「建設継続」と判定された事業数は、国土交通省直轄事業で1事業（八ツ場ダム建設事業）、（独）水資源機構事業で1事業（小石原川ダム建設事業）である（全国では、国土交通省直轄事業で11事業、（独）水資源機構事業で1事業である）。

#### 【八ツ場ダム建設事業】

本事業は、国土交通省直轄事業であり、「今後の治水のあり方に関する有識者会議」の確認を経て、国土交通省において平成23年12月22日に建設継続を決定している。なお「利根川・江戸川河川整備計画」（治水対策の目標流量）が未策定であるため、現在は上記計画原案の策定に向け、有識者会議や関係住民の意見を聴く公聴会を実施している。

#### 【思川開発事業】

本事業は（独）水資源機構の事業であり、ダム検証の対象となっている。検証の一環として、平成24年6月29日に「思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第3回幹事会）」が開催され、その中で、検証の検討主体である関東地方整備局および水資源機構において、本事業に関する開発水量の根拠について、関係利水者と調整を行っているところである。

#### 【設楽ダム建設事業】

本事業は国土交通省直轄事業であり、ダム検証の対象となっている。平成25年2月17日に開催された「第5回設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」において、検証の検討主体である中部地方整備局から、ダム建設継続が最も有効との検証結果が示された。今後は、関係住民の意見を聴く公聴会等を実施していく予定である。

#### 【川上ダム建設事業】

本事業は（独）水資源機構の事業で、ダム検証の対象となっており、水道の新規利水として三重県伊賀市が参画している。伊賀市では平成24年11月の市長交代後、川上ダムにおける利水・治水の目的を再確認するため、市長諮問機関である「川上ダムに関する検証・検討委員会」を立ち上げた。同委員会は、今後、平成25年3月25日までに検討結果を市長に報告する予定である。